

令和7年度大阪府建設事業評価審議会都市整備部会審議対象事業に
対する府民意見等の募集結果（第2回）

1 募集期間 令和7年10月30日から令和7年11月28日まで

2 府民意見募集対象事業

【再評価】

- ① 都市計画道路八尾富田林線街路事業【羽曳野市・堺市】
- ② 主要地方道枚方富田林泉佐野線
(都市計画道路梅が丘高柳線) 道路改良事業【寝屋川市】
- ③ 主要地方道大阪和泉泉南線
(都市計画道路大阪岸和田南海線) 道路改良事業【熊取町】
- ④ 服部緑地整備事業【豊中市・吹田市】

3 配架場所等意見募集の方法

大阪府都市整備部事業調整室事業企画課および府政情報センターのほかに
以下の場所で配架しました。

対象事業	配架場所
都市計画道路八尾富田林線街路事業	富田林土木事務所 松原建設事業所
主要地方道枚方富田林泉佐野線 (都市計画道路梅が丘高柳線) 道路改良事業	枚方土木事務所
主要地方道大阪和泉泉南線 (都市計画道路大阪岸和田南海線) 道路改良事業	岸和田土木事務所
服部緑地整備事業	池田土木事務所

また以上における資料配架による方法のほか、「行政オンラインシステム」によるインターネット上の方法も併せて、府民意見等募集を実施いたしました。

4 意見陳述申込み 1名

対象事業	件数
主要地方道大阪和泉泉南線 (都市計画道路大阪岸和田南海線) 道路改良事業	1名

5 府民意見の提出 6名

対象事業	件数
主要地方道大阪和泉泉南線 (都市計画道路大阪岸和田南海線) 道路改良事業	6名

令和7年度大阪府建設事業評価審議会都市整備部会審議対象事業に対する府民意見等の募集結果（第2回）

募集期間：令和7年10月30日から令和7年11月28日まで

府民意見募集対象事業：都市計画道路八尾富田林線街路事業

主要地方道枚方富田林泉佐野線（都市計画道路梅が丘高柳線）道路改良事業

主要地方道大阪和泉泉南線（都市計画道路大阪岸和田南海線）道路改良事業

服部緑地整備事業

○府民意見及び意見陳述に対する府の見解

<主要地方道大阪和泉泉南線（都市計画道路大阪岸和田南海線）道路改良事業>

意見書及意見陳述の内容「（ ）」は意見募集であった番号、「〔 〕」は意見陳述であった番号		府の見解
(1)	<p>以前の熊取町は次々とテナントが撤退し、大型店舗のない火の消えたような状況であった。町民の望む駐車場が整備されて、大型店舗が進出し、賑わいを取り戻した今の状況を、岸和田南海線は大半の平面駐車場を取り込み、以前のような店舗が撤退し、さびれた状況に戻すような計画は町民の望むところではない。</p> <p>この岸和田南海線は半年から2年前に計画され当時と比較して状況も変り、外環状線以降の北側は廃止、同時に泉州山手線計画も廃止となりこの時点で当初の目的である外環状線の停滞解消はなくなり、府のご都合主義で変更してきました。そこで町の声を聞き出来るだけ住民の望む町の発展に力をかすのは府行政の努めだと思っています。</p> <p>この状況を踏まえて外環状線への接続地点を口無池側に変更し駐車場が減少しないようご尽力をさる事を要します。</p> <p>他にも熊取町の街づくり良かれと思う計画があればよろしくお願ひします。</p>	<p>大阪岸和田南海線の本事業区間は、昭和45年度に都市計画が決定され、平成27年度には、社会情勢の変化に伴う交通量の減少を勘案し、国道170号（大阪外環状線）との交差部において、立体交差を平面交差とする構造及び幅員の縮小など都市計画の変更を行いました。</p> <p>都市計画の変更にあたっては、地元説明会はもとより、都市計画法に定める広聴会や図書の縦覧といった手続きを経た後、それらを踏まえた道路計画案を作成し、都市計画審議会に諮ったうえで、承認を得て決定しています。</p> <p>なお、都市計画決定された道路の区域においてはこれまで都市計画法に基づく都市計画制限をかけており、変更に伴う新たな都市計画制限が発生すること、また、既に事業に着手しており、国道170号（大阪外環状線）交差部付近を含め全体で約5割の用地買収が完了していることからも線形変更是困難です。</p> <p>本事業区間の整備は、交通ネットワークの機能強化、防災機能の強化、交通安全性の向上に寄与することなどから必要と考えており、商業施設とは、事業継続ができるよう駐車場などの機能回復について、引き続き検討を行い事業協力が得られるよう進めてまいります。</p>
(2)	<p>○地権者・周辺住民への説明会は、1回のみの開催でした。その時の質問に対する回答がまだです。回答がまだですが、土地の買収だけが進んでいる様で腑に落ちない。</p> <p>○この計画ができる頃は、田畠ばかりの土地でした。現在、住宅やスーパーが建っていて、当時同じ計画では現地が悪いのに、そのままの計画で進んでいるのはなぜ？</p> <p>○・170号線-2車線へ変更</p> <p>この変更は可能なのに、スーパー（駐車場）を避ける変更ができない理由を説明して下さい、○熊取町からの町道と、紺屋1丁目を通る府道と交差点？交差点になりますか？また、どんな交差点ですか？中央分離帯は付きますか？信号付きますか？この質問に「不明です。」←未回答</p> <p>○紺屋1丁目～170号まで上り坂です。トラック、自動車はアクセルを踏むので、騒音・振動が心配です。騒音は、防音壁にて対応と回答でしたが、陽当り悪くなるのでは？岸和田土木の〔 〕様にTELにて連絡。（説明会の前に）「振動が出来る道路は作らない、振動は出ない。」と回答でしたが、説明会では、振動出ると回答。そもそも、上り坂になっている事すら、府の職員は知りませんでした。現地調査せず、説明会を聞いた様で、とても残念でした。</p> <p>○現在、静かな住宅地です。大きな道路が開通することで、暴走族等が通る様になれば、騒音がでます。どうすれば良いですか？未回答</p> <p>○170号のマクドの交差点が死ぬことになります。なぜ？この交差点をそのまま活用すれば良いのでは？</p> <p>○ソフトバンク、泉州路の裏に新たに道路を作るとの事ですが、マクドの交差点はどうなる？</p> <p>○野田・紺屋・五門から熊取駅にぬける裏道がたくさんあります。府道ができる事で、この道が通行不可となり、駅に行く道が減ります。大丈夫なのか？</p> <p>○第1回目の説明会では、他にも質問していますが未回答です。議事録を確認し、次回の説明会にて回答願います。必ず説明会して下さい。第1回目説明会は、ボイスレコーダー録音してます。</p>	<p>大阪岸和田南海線の本事業区間は、昭和45年度に都市計画が決定され、平成27年度には、社会情勢の変化に伴う交通量の減少を勘案し、国道170号（大阪外環状線）との交差部において、立体交差を平面交差とする構造及び幅員の縮小など都市計画の変更を行いました。</p> <p>都市計画の変更にあたっては、地元説明会はもとより、都市計画法に定める広聴会や図書の縦覧といった手続きを経た後、それらを踏まえた道路計画案を作成し、都市計画審議会に諮ったうえで、承認を得て決定しています。</p> <p>なお、都市計画決定された道路の区域においてはこれまで都市計画法に基づく都市計画制限をかけており、変更に伴う新たな都市計画制限が発生すること、また、既に事業に着手しており、国道170号（大阪外環状線）交差部付近を含め全体で約5割の用地買収が完了していることからも線形変更是困難です。</p> <p>本事業区間の交差点計画については、国道170号（大阪外環状線）、町道紺屋大久保線、（旧）国道170号、府道泉佐野打田線とは十字の交差点形状で計画しており、それ以外の町道等については、本計画道路に接する計画になります。（車道の横断は不可）</p> <p>なお、各交差点の信号機の設置については、今後、交通管理者である大阪府警察と協議していく予定です。</p> <p>紺屋北交差点（マクドナルドがある交差点）は、本計画道路と国道170号（大阪外環状線）との新設交差点と紺屋北交差点が近接することから、紺屋北交差点は中央帯を延伸し締め切る計画としており、北側の町道から海側への右折、南側の道路から山側への右折が不可となります。このため、北側の町道は、新設交差点までを繋ぐ道路を整備することにより国道170号（大阪外環状線）を右折、左折が可能となるよう機能確保を図る計画としており、今後、交通管理者である大阪府警察と協議していく予定です。</p> <p>懸念される騒音や振動対策については、今後、本事業区間が完成し、供用後の交通状況を見ながら必要に応じて検討いたします。</p> <p>本事業区間の整備は、交通ネットワークの機能強化、防災機能の強化、交通安全性の向上に寄与することなどから必要と考えており、今後も引き続き、地域の方々に必要な説明を行い、ご意見をうかがうなど丁寧な対応を行いながら進めてまいります。</p>
(3)	<p>○大阪府の議事録で、説明会3回となっているが実際は1回。その説明会に呼ばれていない地権者数名あります。何故？</p> <p>○国道170号がただ混むだけ。何のための改良かわからぬ。</p> <p>○42億をよくわからない道のために使うのか理解に苦しむ。その費用を別のところで使った方が良いのでは？</p> <p>○大昔の計画道路。今必要なのかよく考えた方が良いのでは？（何度も関係者が変更を訴えているが、聞いてもらえない。その理由は？）</p> <p>○紺屋村が分裂する</p> <p>○道ができる事により、夜な夜な暴走族の騒音に悩まされる不安、それに伴う病いの恐れなど対策・保証を考えているのか？</p> <p>○トラックなどが通る振動で建物（家）に何らかの障害があった場合の対応・保証はどうするのか？</p> <p>○近隣の人のことを考えた（住みやすいように）道路設計になっているのか！？</p> <p>→中央分離帯ができる事に対して、そななると、駅までの裏道が通行不可になる。旧170号の歩行者、自転車が増えるので危険！！</p> <p>○道ができる事により、自宅すぐそばが交差点になると（信号が付くと）車が出せないのではないか？（交差点の中央分離帯の説明会では未回答）</p> <p>○住民を無視した計画、後に問題になるのでは？</p> <p>○一回目の説明会、現地調査せず開いていたのはなぜ？こちらの質問に対して未回答。⇒住民の事を何も考えていない事がよくわかる！！</p>	<p>大阪岸和田南海線の本事業区間は、昭和45年度に都市計画が決定され、平成27年度には、社会情勢の変化に伴う交通量の減少を勘案し、国道170号（大阪外環状線）との交差部において、立体交差を平面交差とする構造及び幅員の縮小など都市計画の変更を行いました。</p> <p>都市計画の変更にあたっては、地元説明会はもとより、都市計画法に定める広聴会や図書の縦覧といった手続きを経た後、それらを踏まえた道路計画案を作成し、都市計画審議会に諮ったうえで、承認を得て決定しています。</p> <p>なお、都市計画決定された道路の区域においてはこれまで都市計画法に基づく都市計画制限をかけており、変更に伴う新たな都市計画制限が発生すること、また、既に事業に着手しており、国道170号（大阪外環状線）交差部付近を含め全体で約5割の用地買収が完了していることからも線形変更是困難です。</p> <p>お示しの「大阪府の議事録で説明会3回となっているが実際は1回」との意見については、府の方で把握しておりませんが、平成30年8月2日に地元説明会を実施し、事業概要及び用地測量の説明を行っております。</p> <p>現時点の計画では、国道170号（大阪外環状線）、町道紺屋大久保線、（旧）国道170号、府道泉佐野打田線とは十字の交差点形状で計画しており、本計画道路を横断することが可能な計画です。また、自宅からの車両の出入口については、個別に協議させていただきます。</p> <p>懸念される騒音や振動対策については、今後、本事業区間が完成し、供用後の交通状況を見ながら必要に応じて検討いたします。</p> <p>本事業区間の整備は、交通ネットワークの機能強化、防災機能の強化、交通安全性の向上に寄与することなどから必要と考えており、今後も引き続き、地域の方々に必要な説明を行い、ご意見をうかがうなど丁寧な対応を行いながら進めてまいります。</p>

令和7年度大阪府建設事業評価審議会都市整備部会審議対象事業に対する府民意見等の募集結果（第2回）

募集期間：令和7年10月30日から令和7年11月28日まで

府民意見募集対象事業：都市計画道路八尾富田林線街路事業

主要地方道枚方富田林泉佐野線（都市計画道路梅が丘高柳線）道路改良事業

主要地方道大阪和泉泉南線（都市計画道路大阪岸和田南海線）道路改良事業

服部線地整備事業

○府民意見及び意見陳述に対する府の見解

<主要地方道大阪和泉泉南線（都市計画道路大阪岸和田南海線）道路改良事業>

意見書及び意見陳述の内容「（ ）」は意見募集であった番号、「〔 〕」は意見陳述であった番号	府の見解
(4) 計画道路について、〔 〕は、自分の土地を守るために、〔 〕に対して万代の駐車場に道路の計画があることを話していなかった。町の方から一度閉店した店舗をもう一度建てて頂きたいと申し出をしながら、計画の話をしないと言うのは職種乱用に等しい。説明会にもそういった話はしていなかったし、都合の悪いことは答えていなかった。何の為の説明会だったのか。この計画にたずさわった者たちの心理を聞きたい。物価高騰の中、予算をおさえて、マクドナルド交差点につなげるように計画を変更すべきだ。そもそも、岸和田南海線の後に外環状線を4車線にするつもりなら、そちらを先にすればこの道路は作らなくていいのではないか。	大阪岸和田南海線の本事業区間は、昭和45年度に都市計画が決定され、平成27年度には、社会情勢の変化に伴う交通量の減少を勘案し、国道170号（大阪外環状線）との交差部において、立体交差を平面交差とする構造及び幅員の縮小など都市計画の変更を行いました。 都市計画の変更にあたっては、地元説明会はもとより、都市計画法に定める広聴会や図書の縦覧といった手続きを経た後、それらを踏まえた道路計画案を作成し、都市計画審議会に諮ったうえで、承認を得て決定しています。 なお、都市計画決定された道路の区域においてはこれまで都市計画法に基づく都市計画制限をかけており、変更に伴う新たな都市計画制限が発生すること、また、既に事業に着手しており、国道170号（大阪外環状線）交差部付近を含め全体で約5割の用地買収が完了していることからも線形変更是困難です。
(5) 私の意見の主旨は、本事業の計画及び実施にあたっては、熊取町並びに地元民の意見及び利便性をしっかりとふまえていただきたいということです。具体的に申し上げます。私は熊取町桜が丘の住人で商業施設「万代」さんのすぐ近くに住んでおります。「万代」さんとは、直線では100m余り徒歩では3~5分という近さでは毎日「万代」さんを利用させていただいているところ、今回府の事業計画では、その「万代」さんの駐車場をスドンと横切るようになるとのことです。これでは、「万代」さんは営業できなくなってしまうのではないか心配するのです。私は、「万代」さんの特別な応援者でもなんでもありません。もし、「万代」さんが営業できなくなったら困ることになる地元民の一人なのです。これまで、当商業施設では、中に入っている店舗が、ほとんど閉店というようなこともあります。地元民は不自由な体験をしたことがあります。このようなことが、また、あってほしくないのです。改めて事業計画のことにたちもどつて具体的にお願い申し上げます。現在計画されている道路をもう少し山手にしていただき、「万代」さんならびに、利用者が困らないようにしていただきたいと考えています。以上、よろしくお願いいたします。	大阪岸和田南海線の本事業区間は、昭和45年度に都市計画が決定され、平成27年度には、社会情勢の変化に伴う交通量の減少を勘案し、国道170号（大阪外環状線）との交差部において、立体交差を平面交差とする構造及び幅員の縮小など都市計画の変更を行いました。 都市計画の変更にあたっては、地元説明会はもとより、都市計画法に定める広聴会や図書の縦覧といった手続きを経た後、それらを踏まえた道路計画案を作成し、都市計画審議会に諮ったうえで、承認を得て決定しています。 なお、都市計画決定された道路の区域においてはこれまで都市計画法に基づく都市計画制限をかけており、変更に伴う新たな都市計画制限が発生すること、また、既に事業に着手しており、国道170号（大阪外環状線）交差部付近を含め全体で約5割の用地買収が完了していることからも線形変更是困難です。
(6) 都市計画道路「大阪岸和田南海線」の計画について、地域住民の生活を支えている商業機能の維持と交通インフラ整備の両立を望んでいます。 問題は、計画中の道路が商業施設の平面駐車場を縦断し、現状162台のうち約100台が使用不可能となる点です。主要アクセスである国道170号外環状線からの進入経路もなくされ、安全性の低下と動線の複雑化が避けられません。そうなれば、商業施設運営自体が困難にならざるを得ません。 都市計画道路の一部ルート変更を求めて、2023年5月に商業施設を利用する方々からいただいた署名6,106名分の声を熊取町議会への陳情書として提出いたしました。これは住民の皆さまの生活に根ざした、強い民意の表れであります。 しかし今年6月の熊取町議会道路建設委員会においては、大阪府から「道路は計画通り進めることで商業施設も営業継続できる」との説明がありましたが、施設側への大阪府からの提案は、商業コンサルタントなど専門家が、施設の営業継続を本気で考えたものとは到底言えるものではありませんでした。 道路の安全性、環境、災害対策など、社会インフラとしてのこの都市計画道路の重要性は理解しておりますが、むしろ必要なものだと認識しております。しかし同時に、住民の生活を支える生活インフラであるスーパーマーケットが失われることは、まちづくりの観点からも地域の衰退につながります。 社会インフラとしての道路、そして生活インフラとしての商業施設が共存できる「まちづくり」こそ、今後さらに加速する高齢化また人口減少化の社会に必要となるまちの機能であると確信しております。 私どもが求めているのは、都市計画道路の全面的な反対ではありません。道路の線形を、わずか約50m東へずらし、現存の紺屋北交差点に接続する形へと変更していただきたいという極めて合理的な提案です。未来の熊取町のためにも、道路と施設の両立について議論し再検討いただいと考いています。 私見ではありますが、このルートは都市計画道路の大半が町有地を通るため、今回約6億円増加している用地買収費も削減される見込みがあるのではないかと考えています。 住民のためにも、都市計画道路の一部線形変更を、どうかご理解いただき、是非前向きにご検討くださいますよう、心よりお願い申し上げます。 以上が意見の概要となります。意見陳述を希望いたします。 お電話で確認したところ、内容は如何でも受け付けていただけるとのことでしたので、陳述したい詳細内容については後日FAXにて送付させていただきます。 何卒よろしくお願いいたします。	大阪岸和田南海線の本事業区間は、昭和45年度に都市計画が決定され、平成27年度には、社会情勢の変化に伴う交通量の減少を勘案し、国道170号（大阪外環状線）との交差部において、立体交差を平面交差とする構造及び幅員の縮小など都市計画の変更を行いました。 都市計画の変更にあたっては、地元説明会はもとより、都市計画法に定める広聴会や図書の縦覧といった手続きを経た後、それらを踏まえた道路計画案を作成し、都市計画審議会に諮ったうえで、承認を得て決定しています。 なお、都市計画決定された道路の区域においてはこれまで都市計画法に基づく都市計画制限をかけており、変更に伴う新たな都市計画制限が発生すること、また、既に事業に着手しており、国道170号（大阪外環状線）交差部付近を含め全体で約5割の用地買収が完了していることからも線形変更是困難です。

令和7年度建設事業評価（道路事業）

令和7年度 第2回(R7.12.25)
大阪府建設事業評価審議会

主要地方道 大阪和泉泉南線
(都市計画道路 大阪岸和田南海線)
道路改良事業
[泉南郡熊取町]

【再評価】
(前回評価から10年を経過した時点で継続中)

[補足資料] 事業に係る都市計画決定等の経過

- [都市計画決定] 都市計画道路 大阪岸和田南海線に係る都市計画決定
・昭和45年8月17日 都市計画決定 告示

- [都市計画変更] 都市計画道路大阪岸和田南海線に係る都市計画変更

変更内容 : ①国道170号（大阪外環状線）との交差部 ⇒立体交差から平面交差に変更（構造の変更）	②府道泉佐野打田線～国道170号（大阪外環状線） ⇒22～47mを22mに変更（幅員の変更：約430m）
③国道（旧）170号及び府道泉佐野打田線との交差点部 ⇒区域の変更	

- ・平成27年10月22日 都市計画変更地元説明会
- ・平成28年 2月12日 大阪府都市計画審議会
- ・平成28年 2月19日 都市計画変更 告示
※公聴会は、申出がなかったため開催なし

- [都市計画変更] 都市計画道路泉州山手線・都市計画道路大阪岸和田南海線に係る都市計画変更

変更内容 : ①泉州山手線の車線数・幅員変更 ⇒6車線（32m）区間を4車線（31m）に変更	②大阪岸和田南海線の廃止 ⇒国道170号（大阪外環状線）以北の都市計画廃止
---	--

- ・平成29年7月27日 都市計画変更地元説明会（大阪府・熊取町開催）
- ・平成29年7月28日 " (大阪府・泉佐野市・熊取町開催)
- ・平成29年8月 6日 " (大阪府・泉佐野市・熊取町開催)
- ・平成29年8月28日 公聴会
- ・平成30年2月 9日 大阪府都市計画審議会
- ・平成30年2月28日 都市計画変更 告示

- [建設事業評価]

- ・平成28年 9月16日 第4回建設事業評価審議会に諮問
- ・平成29年 1月10日 意見具申

- [地元説明会]

- ・平成30年 8月 2日 事業概要及び用地測量説明会